

保護者の皆様へ

岩 保 育 園

新型コロナウイルス感染者発生に伴う臨時休園になった場合の 休園期間中の保育料の還付等について

日頃より岩保育園にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、保護者の皆様には感染拡大防止にご協力いただき併せて感謝申し上げます。

保育園では、様々な感染症対策を行ったうえで通常保育の提供を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染者が発生し、臨時休園となった場合、下記のとおり0～2歳児の保育料の日割り方式減免を実施しますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 日割り対象 保育園関係者（園児・職員等）に感染者(A)が出るなどした場合の
 - (1) 消毒作業等を行うために臨時休園したとき
 - (2) 感染者となった園児
 - (3) (A)の濃厚接触者であると保健所に特定された園児※濃厚接触者が保育園関係者に出た場合だけの休園期間は日割り対象となりません。
- 2 対象日数
 - (1) 消毒作業を行うために臨時休園した日数
 - (2) 保健所に自宅待機等を指定された日数
- 3 その月の保育料 $\text{月額保育料} \times (\text{月の開園日数} - \text{臨時休園した日数}) \div 25 \text{日}$
- 4 還付方法 差額は保育料の引落とし口座に振り込まさせていただきます。(2か月後以降)
※やむを得ず、別の口座に振り込みを希望する方は早急に保育園に申出てください。
- 5 給食費 給食費については3開園日前報告日数と臨時休園日数の合計が月の半分以上なら半額、全日なら全額分を翌月調整とさせていただきます。

※日割りの対象者及び日数、給食費につきましては岐阜市の定めるルールに基づき、決めさせていただきます。変更となる場合は改めてお知らせします。